

藤枝市教育委員会

令和8年3月定例会議案

令和8年3月 26 日

藤枝市教育委員会 3 月定例会議事日程

日 時 令和 8 年 3 月 26 日（木）午前 10 時から
場 所 藤枝市役所西館 5 階 第 2 委員会室

開 会

会議録署名委員指名

委員

委員

日 程 第 1

- | | | |
|----------|--|----------|
| 第 8 号議案 | 令和 8 年度藤枝市教育施策の策定について | - P 1 - |
| 第 9 号議案 | 藤枝市教育委員会公印及び電子公印に関する規則の一部を
改正する規則について | - P 16 - |
| 第 10 号議案 | 藤枝市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則について | - P 19 - |

日 程 第 2

諸般の報告

○教育部長

- ・市議会 2 月定例会議会質疑応答要旨 - P 22 -

○主席指導主事

- ・令和 7 年度藤枝市教育研究作品の募集結果について - P 32 -

○生涯学習課長

- ・藤枝市社会教育委員会からの提言について - P 33 -

○その他

閉 会

次回教育委員会予定

（定例会）令和 8 年 4 月 23 日（木）午前 10 時（藤枝市役所 第 2 委員会室）

令 和 8 年 度 藤 枝 市 教 育 施 策 の 策 定 に つ い て

令 和 8 年 度 藤 枝 市 教 育 施 策 を 別 紙 の と お り 策 定 す る 。

令 和 8 年 3 月 2 6 日 提 出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

（ 提 案 理 由 ）

令 和 8 年 度 の 藤 枝 市 教 育 委 員 会 の 指 針 と な る べ き 教 育 施 策 を 策 定 し た
く 提 案 す る も の で す 。

令和 8 年度 藤 枝 市 教 育 施 策 (案)

1 基 本 方 針

藤枝市教育委員会は、令和 7 年度に策定した「第 2 期藤枝市教育振興基本計画（教育大綱）・後期計画」に基づき、「豊かな学びで 笑顔をつなぐ」を基本理念とし、次代を担う「人間力」を備えた人材の育成と、全ての市民の学びと成長を支える教育環境の更なる充実に取り組みます。

「第 2 期藤枝市教育振興基本計画（教育大綱）・後期計画」は、将来を見据えた本市の持続可能な都市づくりに向けた「第 6 次藤枝市総合計画・後期計画」（令和 8 年 3 月策定）と連動、整合する位置付けとしています。市総合計画が基本理念として掲げる『“幸せになるまち” 藤枝づくり ～まち・自然・文化と共生 未来へ飛躍～ 』を基に、本市の目指す姿の実現に向けて特色ある教育施策の更なる深化と新たな教育課題への挑戦を通じて、市民の幸せづくりに教育の面から貢献するため、前期計画から引き続き、「共生（協働）」「自立（自律）」「学びの環境づくり」を柱に 3 つの目標を掲げます。

- ・目標 1 互いを認め、思いやり、多様な主体が連携・協働する学びの充実
- ・目標 2 個が輝き、未来を切り拓く力を育む学びの充実
- ・目標 3 いつでも どこでも だれでも 学び、活躍できる環境づくり

特に後期計画では、幼保こ小の連携、誰ひとり取り残さない教育の推進、ICT の活用による学びの充実、教職員の資質向上と働き方改革の 4 項目を重点に据え、それぞれの取組を推進します。

さらに、教育は学校教育にとどまるものではなく、市民一人ひとりが生涯を通じて学び続けることで、人とまちが共に成長する好循環を生み出すものです。こうした認識のもと、図書館や博物館、地区交流センター等の社会教育施設を学びの拠点として活用しながら、市民の多様な学習ニーズに応える学びの機会の充実を図ります。

また、本市は自治会などの学校教育に対する深い理解を背景に、地域が学校を支える意識が高く、地域コミュニティが活発に活動しています。こうした特長や強みを活かしながら「家庭」「地域」「学校等」がそれぞれの役割を明確にし、協働して「地域とともにある学校づくり」を推進し、「学びの環境モデルふじえだ」の実現を目指します。あわせて、学校教育と社会教育の連携により、地域全体の教育力の向上を図ります。

2 主 要 施 策

教育政策課

（１）第２期藤枝市教育振興基本計画（教育大綱）の進行管理

「第２期藤枝市教育振興基本計画（教育大綱）」の基本理念『豊かな学びで 笑顔をつなぐ』を目指し、特色ある本市ならではの教育施策の更なる深化に向けて、外部有識者等で構成する「子ども未来応援会議」等の意見を参考として、新たな目標や課題を明確にする中で、計画に基づく教育施策・事業の進行管理を行います。

（２）小中一貫教育の推進

「第３期藤枝市小中一貫教育推進計画」に基づき、こどもたちが自ら未来を生き抜く力を身につけることができるよう、義務教育の９年間を連続した学びの期間として捉え、市内中学校区ごとに地域の特性を活かした小中一貫教育を推進します。さらに、幼稚園・保育園・こども園と小学校との連携を深めていきます。

併せて、コミュニティ・スクールにおいても、家庭・地域・学校が協働し、「地域とともにある学校づくり」を推進していきます。

（３）小規模特認校制度の取組

地域の自然豊かな環境などの特色を生かした教育を実施できる小規模校を教育委員会が特認校に指定し、児童とその保護者がその学校への入学や転校を希望した場合に、特例で入学・転校を認めるものです。

本年度も、こどもの健やかな成長と学びの場としての環境の充実を図る目的で、中山間地の小学校３校（瀬戸谷・葉梨西北・朝比奈第一）を特認校として指定し、募集を実施します。本制度がより有効なものとなるよう、対象の児童だけでなく、受け入れ児童や保護者、学校、地域住民に対し更なる周知ときめ細かな対応をしていきます。

（４）特別支援教育の体制強化

全中学校と小学校６校に設置されている、何らかの理由で自分が在籍する学級に入りにくさを感じている生徒の居場所となる「登校支援教室」を、本年度小学校１校に追加設置し、個性を尊重し、誰ひとり取り残すことがないように、「登校支援教室指導員」が学習や相談対応など、教室復帰や社会的自立に向けた支援を行います。

また、特別支援学級を小学校１４校、中学校９校に設置、通級指導教室を小学校５校に１１教室、中学校１校に２教室を設置し、一人ひとりの特性に合わせた就学支援を

進めます。さらに、就学支援の相談窓口の開設や、中学生のための支援教室「する～ぱす」の全校設置など、よりきめ細やかでニーズに対応した特別支援教育の支援体制の構築を進めます。

加えて、きめ細やかで柔軟な支援のため、市内全小中学校に「特別支援教育支援員」を配置するほか、医療的ケアを必要とする児童生徒の安心安全のため看護師免許を有する支援員を「学校看護師」として配置するなど、支援の充実を図ります。さらに今年度から、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を推進するため、これまでの「学校生活支援員」を再編し、園児期の発達や学びの課程を理解した支援員「かけはしサポーター」が小学校1年生の学習支援や生活支援を行います。

(5) 児童生徒を支援するサポート体制

特別支援教育支援員の全校配置、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の活用や、こども未来応援局等との連携強化により、非行、いじめ、不登校や発達の偏り等様々な問題で悩む児童生徒及びその保護者への支援体制の充実を図ります。

また、市内の小中学校に在籍する外国人等児童生徒に対し、外国人等児童生徒適応指導員が学校を巡回し、学校生活への細やかな適応指導を行います。

(6) 思いやる心など、豊かな人間性を培う教育活動

思いやる心や感動する心などの豊かな感性と当たり前のことが当たり前にできる力を育むとともに、自らを律しつつ他人と協調し、共に学び共に生きる喜びを実感できるよう、ピア・サポート活動のさらなる充実を図り、児童生徒・教職員・地域・保護者が一体となって「こどもが安心して学べる学校づくり」を推進します。

また、一人一台端末を利用した心の健康観察を実施し、困りごとのあるこどもたちへのより早いアプローチを行います。

(7) 不登校対策の推進

適応指導教室「藤の子教室」の機能を強化して教育支援センター化したり、既に市内全中学校と小学校6校に設置されている登校支援教室を新たに小学校1校に設置したりすることをおして、不登校児童生徒や何らかの理由で教室に入りにくさを感じている児童生徒の居場所や学びを保障するとともに、不登校の未然防止に努めていきます。

(8) スクールロイヤーの活用

小中学校に通学する児童生徒が、学校生活における諸問題の中で、トラブルや困難な事態に陥るのを未然に防ぐことや、問題を早期に解決することを目的として、スクールロイヤーによる研修会の開催や、出前授業を実施し、併せて、学校からの相談に対する助言を行うことで、児童生徒や教職員の法的な側面からの正しい認識と理解を深め、児童生徒の成長と発達を支えています。

(9) ふじえだ教師塾の充実と教育課題の研究

教職を志す人の養成や、市内小中学校に在籍する若手・中堅教員に加え、特別支援学級の担任を対象とした、教員の資質向上に向けた研修を行い、授業力・学級経営力の更なる向上を図ります。

また、教職員の研修等に教育指導相談員やスーパーティーチャー等を配置し、さらなる教員指導体制の充実を図るとともに、教職員一人ひとりが自己課題を持って、教育実践や研修に取り組む体制を整えます。

(10) 複式学級への非常勤講師の配置

葉梨西北小学校については、令和8年度の小学3、4年生の合計人数が12人となるため、昨年度に引き続き、2学年のこどもを1学級にする複式学級集団を形成します。

複式学級は、授業を進めるにあたり、どちらか1学年の授業を行っている間は、もう片方の学年が自習状態となり、授業内容の定着や進度に支障をきたす可能性があることから、教員免許を有する非常勤講師1名を複式学級に配置し、担任とのTTにより指導が可能な体制を整えます。

(11) 確かな学力の育成

確かな学力の向上のために、1人1台端末を活用し、基礎基本の確実な定着や応用力・活用力等の育成に努めます。また、関わり合いの中で学ぶ喜びを実感することを通して、将来にわたってこどもたちが新たな課題に創造的に取り組む力と意欲を育むため、「授業で人を育てる」という本市が伝統的に大事にしている教育理念を小中学校9年間で浸透させます。

さらに、支援員やALT、学校図書館司書などの人的配置の充実により、個に応じたきめ細やかな学習指導や学ぶ楽しさを実感できる授業づくりを支援するとともに、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりを推進することで、すべてのこどもにとってわかりやすく学びやすい授業を目指します。

(12) 本市独自のICT教育の推進

国が推進するGIGAスクール構想も導入期から活用期に入り、主役である児童生徒たちが1人1台端末を主体的に活用していくことが求められている中で、日常的に発生する機器のトラブルや障害、ヘルプデスク、専門性の高い技術的支援など、即時に対応できる支援センターを設置し、安心・安定したICT学習環境を提供することで、児童生徒・教職員のICTスキルの向上を図っていきます。

さらに、教員の生成AIスキルの向上を図る研修を実施し、校務や授業準備に活用することで、学びの質の向上と、教員がこどもたちと向き合う時間の創出を図ります。

(13) 情報化社会における教育サポート

1人1台端末の活用が進む中、コミュニケーションツールを使った児童生徒に対する誹謗中傷や、いじめ・トラブルが社会問題となっています。これらの問題を未然に防止するため、1人1台端末には有害なサイトの閲覧をブロックするフィルタリング機能などの技術的な対策に加え、児童生徒及び保護者に情報モラル研修を行うことで、ネットの危険性や適正使用を啓発していきます。また、インターネット上の書き込み等を「学校ネットパトロール」で監視し、指導や対策が必要な事案は、データの削除依頼や学校を通じて指導を行います。

(14) 英語教育の充実

こどもたちが中学校卒業時に物怖じせず自然と英語で簡単な日常会話ができるように、ALT（英語指導助手）との授業を実施し、国際感覚にあふれたこどもの育成に力を注いでいます。小学校から中学校への接続を円滑にするために、同一中学校区の小学6年生と中学1年生に同じALTを配置し、小学3年生から中学3年生までのコミュニケーションを柱とした英語教育を実践します。

また、授業以外でもALTと交流する課外英語体験活動（Fujieda English Camp、Fujieda Conversation Club）を継続し、児童生徒の英語に対する興味や意欲を引き出すとともに、国際感覚の育成を図ります。

(15) 幼保こ小連携の推進

年長児から小学1年生の2年間の「架け橋期」に、幼稚園・保育園・こども園等と小学校のカリキュラムを一層密につなぐ「架け橋プログラム」に取り組みます。

園と小学校との情報共有や職員同士の交流、こども同士の交流に加え、新たに配置した「かけはしサポーター」が園を訪問するなどして、園と小学校が共同で作成した

架け橋期のカリキュラムに取り組むことで、より円滑な接続を目指します。

(16) 効率的な学校運営と効果的な学校施設管理

学校事務マニュアルの整備や共同学校事務室の推進、デジタル校務の利活用等による事務処理の標準化、A I を活用した校務の効率化など、効率的な学校運営の実現を図っていきます。

施設については、藤枝市学校施設長寿命化計画に基づき、校舎・屋内運動場等の躯体保全に向けた防水改修や設備更新を推進し、施設の長寿命化を図るとともに、予防保全・整備・安全点検を通して効果的な施設管理に努めます。

また、持続可能な水泳授業の実施のため、民間施設を利用した実証実験を行います。

(17) 空調設備整備の推進

本市ではこれまで、児童生徒を夏場の猛暑から守るため、1日の大半を過ごす普通教室へのエアコン整備をいち早く進めてまいりました。また、特別教室の中でも利用頻度の高い理科・音楽室への設置も完了しております。

令和7年度からは、こどもたちがより快適で安心して学習できる環境を整えるため、新たに体育館への空調整備に着手しています。本年度は、藤枝小・青島小・大洲小・高洲南小・葉梨中・広幡中の6校への設置に加え、令和9年度に整備予定の7校についても設計業務を実施します。

(18) 学校トイレ環境改善の推進

昭和年代に建設された学校施設は現代のライフスタイルやニーズに対応できておらず、中でもトイレの洋式化は喫緊の課題となっています。また、施設の老朽化も進んでいることから、明るく清潔で使いやすいトイレの環境改善を推進しています。令和5年度の小学校整備完了に引き続き、現在は中学校の環境改善に着手しており、本年度は高洲中、青島中、瀬戸谷中、広幡中の4校において改修を行うとともに、令和9年度に整備予定である3校の設計業務を実施します。

(19) 教員の働き方改革の支援

本年度は、部活動の地域展開に向けた合同部活動を拡充し、原則としてすべての種目・学校において合同部活動に取り組み、生徒の活躍の場を増やすとともに教職員の負担軽減にもつなげていきます。また、令和7年度に策定した「藤枝市立小中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づき、小学校専科教員制や部活動指導員の配置の推進、さらには上述の主要施策を着実に実施することで、教

員が授業に専念できる環境の整備と教員自身の働き方の見直しの両面から業務改善を進め、学校教育の質の向上につなげます。

学校給食課

（１）新学校給食センターの整備

西部及び北部学校給食センターの老朽化に伴い、アレルギー対応などの新たな機能を有する学校給食センターの整備を進めます。本年度は、建設関連工事及び厨房機器等購入に係る発注や準備工等を行います。

（２）調理機器等の更新

調理機器類及び児童生徒用の給食食器等の更新・修繕を計画的に実施する中で、本年度は中部学校給食センターの調理員専用トイレの洋式化工事や、同給食センターのコンビオーブン、西部学校給食センターのサイの目切り機等の購入を行います。

（３）学校給食による食育の推進

児童生徒に栄養バランスのとれた給食を提供し、健康の保持増進、体位の向上を図るため、「必要な食事量を知る」などの食品ロス削減の観点も含めて、栄養教諭による給食時の学校訪問や授業時間を利用した食育指導を通じて、望ましい食習慣を身に付けるために必要な知識の習得など食育活動を推進します。

（４）安全で安心な学校給食の提供

給食で使用する食材料について、生産地や食品添加物等の確認、必要に応じた検査などを実施し、安全で新鮮な食材を使用します。また、献立検討会の意見や学校給食物資分析表を参考に栄養バランスのとれたおいしい給食を提供します。また、食物アレルギーのある児童生徒に対応した「詳細な献立表(アレルギー表示)」を作成します。

（５）学校給食地産地消及び食育の推進

学校給食の献立に地場産品や郷土料理を取り入れることで、地産地消の推進や健康的な食生活の実現を図るほか、生産者への感謝の心を育みます。そのために、産業部局とも連携し、直接搬入できる生産者の発掘や地元農産物の利用拡大に向けた体制の構築を図ります。また、食育の一環として、給食センター見学会（児童・保護者対象）及び親子料理教室の開催を通じて、学校給食の取組みを積極的に発信します。

(6) 衛生管理の徹底

学校給食衛生管理基準に基づき、食品、調理・洗浄作業、施設設備の衛生管理の徹底を図るため、調理員・洗浄員等を対象に月2回の保菌検査の実施や感染症等を未然に防ぐための検査・消毒等を継続して実施します。また、調理員・洗浄員等の衛生管理に対する意識向上を図るため、衛生管理研修を実施します。

(7) 学校給食高騰食材購入支援事業

物価高騰が続く中、小中学校の保護者負担を軽減するため、小中学校における学校給食費（食材費の高騰分）に対する支援を行います。この支援により、小学校の給食費の保護者負担を実質無償とし、中学校の給食費の保護者負担を現行のとおり据え置きます。

生涯学習課

(1) 藤枝市民大学の開講

「生涯現役・生涯活躍のまち」そして「いつからでも学び、チャレンジできるまち」の実現に向け、市内の人材を活用しながら、幅広い世代の多彩な学びのニーズに応えるとともに、地域社会・地域経済を担う人づくりを推進します。また、開講5周年を記念したシンポジウムを開催します。

(2) 家庭教育支援の充実

全ての教育の入口である家庭教育について、不安を抱える保護者に必要な情報を届けられるよう、市内全小学校に開設する家庭教育学級における各種講座開催のほか、参観会や保護者会等の機会を活用した子育て出前講座を開催します。また、近年のさまざまな情報機器の急速な普及に伴う、情報モラルを醸成する講座を開催します。

(3) 地域学校協働活動の推進

地域の人材がボランティアとして、小中学校で学習支援や体験活動の支援を行う「学校サポーターズクラブ」（地域と学校の連携・協働体制構築事業）のさらなる充実を図り、地域コミュニティの創出、地域の教育力の向上、教員のこどもに対するきめ細やかな指導時間の確保に繋がる体制づくりを推進します。

(4) 学習機会の提供と人材の育成

出前講座や地域人材育成研修会の開催及び、生涯学習推進指導者名簿「それは、私

です！」の整備を通して様々な学習機会を提供することで、地域の住民の知識や技能の向上及び社会教育を推進する人材の育成を進めます。

（５）青少年の健全育成の推進

家庭・地域・学校等が連携し「地域の子は地域で守り育てる」という基本理念のもと、青少年健全育成活動や子ども会活動への支援とあわせ、本市の恵まれた豊かな自然環境の中で様々な活動を行うことで、「生きる力」と「愛郷心」を育む事業などに取り組みます。また、不登校・ニート・引きこもり合同相談会を開催し、社会生活を営む上で困難を有する青少年やその家族への支援につなげます。

（６）放課後子ども教室事業の推進

全ての小学生を対象として、週末や放課後に公共施設や小学校において、地域ボランティア等の運営による「放課後子ども教室」事業を推進し、こどもたちが学校生活から離れた放課後等に安全な居場所を確保します。

（７）青少年の被害・非行防止活動の推進

青少年を犯罪被害や非行から守るため、青少年補導員を中心に地域や学校、警察等関係団体の協力を得て、夜間の街頭補導や青色回転灯装着車両による巡回、有害図書類の回収など、良好な環境の維持に努めます。

（８）はたちの集いの開催

二十歳という人生の大きな節目を、友人や恩師等とともに祝い感謝を伝える式典を行います。また会場に集まった若者に、効率的かつ効果的に本市の将来像を直接伝え、本市の魅力や将来活躍できる場であることを示す機会となるよう努めます。

（９）科学教育に触れる機会の創出

未来を担うこどもたちの創意工夫の精神や知的好奇心を刺激し、科学に関心を持つきっかけづくりとして、科学体感イベント「フジエダ☆サイエンスキッズラボ」をはじめ、JAXA科学教育プログラムを活用した「コズミックカレッジ」、静岡大学STEAM教育研究所と連携した「わくわく科学教室」、地域の施設や市内高等学校等と連携した「藤枝市少年少女発明クラブ」を開催します。

（１）図書館資料の収集・整理・保存

情報拠点として、時代のさまざまなニーズに対応できる魅力ある図書館を目指し、資料の収集・整理・保存に努めます。

（２）身近で利用しやすい図書館サービスの提供

駅南図書館、岡出山図書館、岡部図書館、地区交流センター図書室において、貸出・返却、本の相談、他の図書館との相互貸借など、身近で利用しやすい図書館サービスの提供に努めます。また、県立図書館をはじめ学校図書館、大学図書館等とも連携して、サービスの充実を図ります。

（３）電子図書館サービスの提供

休館日や開館時間にとらわれず、インターネット経由で電子書籍を利用できる電子図書館サービスを提供することで、時間的、物理的な制約を解消した読書環境を提供し、利用者の利便性向上を図ります。

また、「聴く読書（オーディオブック）」により読書が困難な視覚障害者や高齢者に耳を通じて読書に親しむ機会を提供するとともに、「児童書読み放題パック」などこども向けの電子書籍についても内容を更新して充実を図り、読書へのきっかけづくりにつなげます。

（４）図書館利用者の拡大

図書館利用者の拡大に向け、読書ボランティアと連携した催し物等を開催し、読書活動の啓発を行うとともに、発達に課題のあるこどもたちを休館日に招く「そらいろ図書館」事業や、乳幼児連れの保護者にも気兼ねなく図書館を利用してもらうための「赤ちゃんタイム」事業を継続して実施します。また、障害があることで図書館資料の利用にあたり特別な配慮が必要なこどもを対象とした資料を配架する通称「りんごの棚」を新たに設置し、誰もが図書館を利用できる機会を創出するなど、図書館の利用促進に取り組みます。

（５）静岡産業大学・静岡福祉大学との連携事業の推進

静岡産業大学・静岡福祉大学と連携し、所蔵する資料の相互貸借や、大学が持つ資料や作品の市立図書館での展示を実施するとともに、そらいろ図書館などに学生の参加を促し、図書館事業の充実を図ります。

(6) 藤枝エコノミックガーデニング事業の支援

駅南図書館におけるビジネス支援の拡大をめざし、産業振興部やB i V i 藤枝1階のエフドアと連携し、関連資料の充実やブックリストの作成、セミナー会場の提供などを行い、中小企業のチャレンジを活発化させる支援を推進します。

(7) 子ども読書活動の推進

令和8年3月に完成予定の「子ども読書活動推進計画（第5次）」（計画期間：令和8年度～12年度）に基づき、こどもが将来に渡り自主的な読書活動を行うことができるよう、環境整備や読書機会の提供、読書活動の啓発等の取組を行います。

- ① 家庭における読書活動の普及として、マタニティ・ブック事業、赤ちゃんタイム、父親の読み聞かせ講座、ブックスタート等の事業を実施し、家庭へ向けての実践的な支援などの情報提供を行い、家庭における読書活動の推進を図ります。
- ② 幼少期の読書活動の啓発として、幼稚園・保育園等への絵本の配送、セカンド・ブック事業、読み聞かせボランティア養成講座等を実施していきます。また、読み聞かせボランティア等を園・学校と家庭を繋ぐ存在として活用し、地域における読書活動の啓発を図ります。
- ③ 学校における読書活動をサポートするため、夏休み期間中、専任の相談員による調べ学習相談コーナーを設置するとともに、学校図書館司書との連携を図りながら図書資料の貸出、学校図書館の運営に対する実践的なサポートを行います。また、電子図書館サービスの充実を図り、1人1台端末を活用した読書習慣への誘導をしていきます。
- ④ 「静岡県子ども読書アドバイザーの会@ふじえだ」との連携を図った各種講座、地域書店との連携を図った児童図書等内覧会の開催をとおして、地域の人材等を活用した読書環境の整備をしていきます。
- ⑤ 19回を迎える「よむゾーくん大賞」への参加の呼びかけ、図書館だよりやイベント等の広報・啓発にSNSやデジタル媒体を活用していきます。また、誰もが気軽に利用できる図書館となるようユニバーサルデザイン化を推進していきます。

(8) 大人（高齢者等）への読み聞かせ事業

岡出山図書館と岡部図書館で「大人のためのおはなし会」を定期的を開催し、大人（高齢者等）への読書活動の場を提供します。

(9) 歴史・街道文化に関する資料収集

市内の歴史・街道文化の資料を積極的に収集し、岡部図書館を中心に、地域や関係団体と連携を深め、宿場町に関する展示などによる発信を積極的に行います。

(10) 岡部地区昔話の紙芝居デジタル化

岡部の地元おはなし会が作成したオリジナル紙芝居をデジタル化し、小学校や放課後児童クラブ等で上映するとともに、本市の動画ポータルサイトである「藤枝市公式 YouTube チャンネル」や「ふじえだ電子図書館」で配信し、より幅広く利用者に向け発信します。

また、この動画に字幕を入れることで、音声聞き取りづらい方や、音を出せない公共の場などにおいても動画を楽しめるよう、更なる利活用を図ります。

街道・文化課

(1) 合唱活動の推進（子ども合唱アカデミー事業）

小中学校では多くの学校が、「合唱活動」に積極的に取り組んでおり、合唱指導の専門家を学校に派遣し音楽教諭の指導技術の向上と、子供たちの合唱技術のレベルアップを図るとともに、令和4年に連携協定を締結した東京混声合唱団と連携し、公募による小中学生や大人合唱団への直接指導と共演コンサートを行い、歌うことの楽しさや魅力を伝え、「合唱活動」を推進します。

(2) 音楽によるまちづくりの推進（若手音楽家育成・支援事業）

令和6年に連携協定を締結した NPO 法人アップルビネガー音楽支援機構と連携し、プロの音楽家による演奏や機材の使い方等の指導を行うほか、滞在型音楽制作スタジオを訪れる若手音楽家と市内の音楽愛好家の交流の場を創出することで、市内の音楽活動が活発となり、市民が身近に音楽に触れ親しむ環境づくりに努めます。

(3) 日本遺産をはじめとする歴史・街道文化の活用と発信

「大旅籠柏屋」をはじめとする日本遺産構成文化財や地域の歴史文化などを活用した地域資源の磨き上げを図り、各種イベントなどを通じて広くその魅力に触れる機会を創出することで、郷土愛の醸成に繋がります。

（１）文化財の保存と継承

①文化財の保存と活用

国の指定文化財や登録文化財、県・市の指定文化財の保存と公開に努めます。なかでも、国指定史跡の志太郡衙跡、市指定史跡の田中城址をはじめ、東海道の松並木、明治宇津ノ谷隧道、鳴谷（しぎや）家の長屋門などの史跡や建造物については、来訪者が見学しやすいよう維持管理を行います。また、埋蔵文化財の保護や調査を通じて、郷土の歴史的文化遺産の保存と活用に努めます。

②伝統文化の継承

県指定無形民俗文化財である高根白山神社古代神楽、滝沢八坂神社の田遊び、朝比奈大龍勢など、先人から受け継がれてきた芸能や技術の保存活動への支援を行い、後世へ継承を図ります。

（２）博物館・文学館等の管理運営

①郷土の歴史と文学の情報発信

郷土の歴史・文学・芸術とふれ合い、学ぶための生涯学習の場として、博物館・文学館からさまざまな情報を発信します。資料の調査・収集・整理を通じて、郷土の歴史・文学の掘り起こしと保存をはかりつつ、さまざまなテーマの特別展・企画展の開催や、体験学習・教育普及活動の推進により、郷土の歴史文化に対する理解や誇り・愛着の心を育てます。

②郷土ゆかりの博物館特別展の開催

郷土博物館では、軽便のまち藤枝にちなんだ鉄道展や、郷土ゆかりの刀工を取り上げる郷土刀展のほか、世界で活躍する藤枝出身の動物写真家・原田純夫氏の写真&映像展など、多彩なテーマの特別展を開催します。

③子育て世代向け絵本原画展の開催

文学館では、子育て世代が原画の鑑賞を通して絵本に親しみ、情操を豊かに育む恒例の絵本原画展として、「ばばばあちゃん」「せんたくかあちゃん」シリーズで知られる絵本作家さとうわきこの追悼原画展を全国で３番目に開催します。また、最高峰の日本画家として長年活躍する市内在住の松本高明氏の作品展を開催します。

1 豊かな心の育成

読書に特別な配慮を要する障害がある子どもを対象とした資料を一ヶ所にまとめて配架する通称「りんごの棚」を設置するとともに、図書館、学校など地域で活動する読み聞かせボランティアの裾野を広げるため「読み聞かせボランティア養成講座」を開催し、地域ぐるみでの読書活動を推進する。

【新】「りんごの棚」設置事業

【推】読み聞かせボランティア養成講座

2 きめ細かな学びの保障

幼児教育から小学校教育への円滑な接続を推進するため、これまでの学校生活支援員を再編し、園児期の発達や学びの過程を理解した支援員（かけはしサポーター）が、小学校1年生の学習支援や生活支援を行う。

あわせて、悩みや不安を抱える児童生徒からの心のSOSを早期に察知し、適切な指導につなげるため、一人一台端末を利用した心の健康観察を実施する。

【拡】特別支援教育支援員等活用事業

○特別支援教育支援員 65名 ○学校看護師 5名（青島小・高洲南小・青島東小・高洲・葉梨西北小）

○かけはしサポーター 26名 ○登校支援教室指導員 17名（全中学校・小学校7校）

【新】心の健康観察推進事業

3 たくましく生きる力の育成

大学や民間企業と連携し、教育現場における生成AIの活用を教員が身につけることができる場を設け、学びの質の向上につなげる。また、民間事業者が所有する室内プールを利用し、指導を委託する水泳授業の実証実験を行い、教育面や安全面、コスト面等から有効性を検証する。

【新】藤枝生成AIチャレンジ事業 【新・拡】水泳授業外部委託等検討事業

4 健やかな体の育成

子どもの体づくりの基本となる学校給食を、献立の工夫等により学校給食摂取基準を満たした質と量を維持し、あわせて地産地消や食育の推進を図る。さらに、国交付金や市助成金を活用し、物価高騰による給食費の保護者負担軽減（物価上昇分相当額）を実施する。

また、令和10年度の新給食センター稼働開始を目指し、建設工事等に着手する。

【推】学校給食高騰食材購入支援事業

【推】新学校給食センターの整備（建設工事）

5 こどもたちの学びを支える環境づくり

児童生徒が快適で安全安心な学校生活を送ることができる環境づくりを推進する。

【推】トイレ環境改善事業

中学校のトイレ（洋式トイレ等）環境を整備する。（小学校は完了）

設計：高洲中※、大洲中、青島北中 工事：高洲中※、青島中、瀬戸谷中、広幡中 ※2か年に分けて実施

【推】空調設備整備事業

児童生徒の熱中症対策等のため、普通教室や特別教室に引き続き、学校体育館の空調設備を順次設置する。

設計：西益津小、葉梨小、高洲小、広幡小、青島北小、岡部小、岡部中

工事：藤枝小、青島小、大洲小、高洲南小、葉梨中、広幡中

6 生涯にわたる多彩な学びの推進

市民一人ひとりが輝き続けられるよう、ニーズに応じた学びの場の提供やリカレント教育等の内容充実を図り、地域社会・地域経済を担う人づくりを推進する。あわせて、藤枝市民大学開講5周年記念シンポジウムを開催し、これまでの歩みを広く発信し認知度向上を図るとともに、若者や現役世代など新たな受講者層を開拓し、多世代が学びを通じてつながり、共に成長できる環境を整備する。

【推】藤枝市民大学事業

藤枝市教育委員会公印及び電子公印に関する規則の一部を改正する規則

藤枝市教育委員会公印及び電子公印に関する規則（昭和 42 年藤枝市教育委員会規則第 3 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 3 月 2 6 日 提出

藤 枝 市 教 育 委 員 会

教 育 長 中 村 禎

（提案理由）

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年 5 月 19 日法律第 40 号）に基づく標準準拠システムへの移行にあたり、指定校変更や区域外就学に関する通知書等において電子公印の使用を可能とするため、藤枝市教育委員会公印及び電子公印に関する規則の一部を改正するものです。

藤枝市教育委員会公印及び電子公印に関する規則の一部を改正する規則

藤枝市教育委員会公印及び電子公印に関する規則（昭和42年藤枝市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2教育委員会印の項中「並びに」を「、」に改め、「小学校就学者健康診断通知書」の次に「、指定学校変更決定通知書、指定学校変更通知書、区域外就学協議書、区域外就学承諾書及び区域外就学許可通知書」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

【新旧対照表】 藤枝市教育委員会公印及び電子公印に関する規則の一部を改正する規則

改正前				改正後			
別表第2（第4条関係）				別表第2（第4条関係）			
名称	寸法	用途	管守者	名称	寸法	用途	管守者
教育委員会印	方 24mm	小学校就学通知書、中学校入学通知書並びに小学校就学者健康診断通知書	教育政策課長	教育委員会印	方 24mm	小学校就学通知書、中学校入学通知書、	教育政策課長
						小学校就学者健康診断通知書、	
						指定学校変更決定通知書、	
						指定学校変更通知書、	
						区域外就学協議書、区域外就学承諾書及び区域外就学許可通知書用	
		用					

藤枝市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則について

藤枝市学校給食費に関する規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 3 月 26 日提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

(提案理由)

本規則は、学校給食費の徴収に関して、保護者から徴収する給食費の額など、必要な事項を定めています。今回、国の制度に基づく財政支援(児童一人当たり月額 5,200 円)及び市独自支援(児童一人当たり月額 250 円)の実施により、R 8 年度給食費の保護者負担は、小学校で「無償」となります。今後、国では、中学校の給食費の保護者負担の軽減も検討している。今回、本規則に関して、R 8 年 4 月以降に保護者から徴収する給食費の額と整合を図るため、必要な条項等の改正を行うものです。

藤枝市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則

藤枝市学校給食費に関する規則（令和6年藤枝市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とする。

第6条第1項中「それぞれ給食費」の次に「（第4条の規定による助成がある場合又は牛乳の提供の停止を受けた場合は、1食当たりの当該助成額又は牛乳実費相当額を差し引いた額。）」を加え、同条を第7条とする。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（給食費の助成）

第4条 市は前条の額に対し、予算の定めるところにより助成することができる。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

改正前	改正後
(給食費の納付) <u>第4条</u> (略) (校長の収納事務) <u>第5条</u> (略) (給食費の日割計算) <u>第6条</u> 給食費は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条各号に定めるそれぞれ給食費の月額に11月を乗じ、年間の学校給食実施日数で除して得た1食当たりの単価(1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。)に、当該各号に定める回数を乗じて日割計算を行い、その過不足額を徴収し、又は還付するものとする。 (1)～(3) (略) 2 (略) (委任) <u>第7条</u> (略)	<u>(給食費の助成)</u> <u>第4条</u> 市は前条の額に対し、予算の定めるところにより助成することができる。 (給食費の納付) <u>第5条</u> (略) (校長の収納事務) <u>第6条</u> (略) (給食費の日割計算) <u>第7条</u> 給食費は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条各号に定めるそれぞれ給食費<u>(第4条の規定による助成がある場合又は牛乳の提供の停止を受けた場合は、1食当たりの当該助成額又は牛乳実費相当額を差し引いた額。)</u>の月額に11月を乗じ、年間の学校給食実施日数で除して得た1食当たりの単価(1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。)に、当該各号に定める回数を乗じて日割計算を行い、その過不足額を徴収し、又は還付するものとする。 (1)～(3) (略) 2 (略) (委任) <u>第8条</u> (略)

市議会 2 月定例月議会 質疑応答要旨

令和 8 年 2 月定例月議会において、各議員より教育に関連する質問がありました。

■代表質問

○ 植田裕明 議員

標題 1 令和 8 年度施政方針及び予算編成について

(3) 令和 8 年度予算編成と財政経営

【再質問】

○本答弁にあった「事業のスクラップアンドビルド」に関連し、令和 7 年度に実施方法が大きく変わった事業として、分散開催から集中開催に切り替えた「はたちの集い」が挙げられる。実施してみてもの所見を伺う。

【答弁：教育長】（生涯学習課）

- 当初は、分散開催から集中開催に切り替えることで、分散開催の良さが薄れてしまう懸念もあったが、式典後に各地区の代表が中心となり工夫を凝らした演出を行い、また小中学校の恩師も多数参加され、好評を得られたことから、当初の懸念は払しょくされたと思っている。
- 集中開催とすることで、小学校卒業後に別の中学校へ進んだ同級生たちや、中学校が異なる高校の同級生たちが、再会を喜んだという声も聞いている。
- 会場で流したお祝いメッセージビデオには、市内各地域の園児や高校の先生方、福祉施設などが協力してくださって、こちらも大変好評であった。参加した若者だけでなく、市民全体で 20 歳を迎えた若者を祝福するというような、温かな空気を醸し出していたと思う。

【再々質問】

- はたちの集いで、市歌斉唱の際に会場がざわついたことについてどう考えるか伺う。
- 藤枝市歌を学校で教え、公的な場で皆が市歌を歌えるように指導してはどうか伺う。

【答弁：教育長】（教育政策課）

- 会場のざわつきについては、参加者に何かしらの動揺があったと思っている。
- 2 年ほど前に、植田議員からご質問をいただいたことを契機に、学校においても市歌にふれる機会づくりや学習機会を意図的に増やすなど工夫している。
- 今後も各校での取組を効果的、継続的になるよう働きかけていきたい。
- 取組が始まってから時間が短く、はたちの集い出席者はまだ効果が出ていない年代であると考えている。新成人に限らず、市の様々なイベントで市民が堂々と市歌を歌う状況を、私も望んでいる。

【答弁：市長】（教育政策課）

○市歌は愛着、愛郷の視点から必要であり、普及をしていきたいと考えている。

(4) 「4K施策（健康、教育、環境、危機管理）」のさらなる前進

② 教育日本一について

【質問】

○かけはしサポーター、A I 教育、引きこもりや不登校対策の方針を伺う。

【答弁：教育長】（教育政策課）

○「かけはしサポーター」については、幼児教育から学校教育へと移行する、いわゆる架け橋期に、こどもたちが安心して小学校入学後の学校生活を送ることができるよう、幼稚園等に出向き、生活状況を把握して小学校でのサポートにつなげる新たな支援員を全小学校に配置するものである。

○一人一台端末には、こどもの心の状態を観察できるアプリの導入と、教育現場での生成A I の利用促進に向け、教員の活用能力の向上を図る研修を「生成A I チャレンジ事業」で行う。

○「不登校や引きこもりへの対策」に、「登校支援教室」を更に小学校1校に設置。あわせて、中学校に配置のスクールソーシャルワーカー等を適応指導教室である藤の子教室に集約させ、不安を抱えているこどもたちの情報を一元化し、「教育支援センター」機能を強化する。

○こどもたちの多様性に寄り添い、切れ目のない支援体制をさらに充実させ、教育日本一の環境づくりに取り組む。

【再質問】

○こどもの心の状態を観察できるアプリについて、その狙いや経緯について伺う。

【答弁：市長】（教育政策課）

○こどもたちを取り巻く環境は大きく変化し、不登校の兆しや、ヤングケアラーなど家庭内での潜在的な課題を早期に発見し、迅速かつ的確な対応につなげていくことが重要であると考えている。

○誰にも相談できないでいるこどもや無自覚に苦しい状況に置かれているこどもたちのために、一人一台のタブレット端末を活用して、その日のこどもたちの気分や体調などを、自分自身で天気マークやスタンプなどで手軽に入力し、教員が確認し、キャッチボールする。

○面と向かっては言いづらい「助けてほしい」という、こどもたちの小さなサインに教員が気づき、より温かい対話や指導につなげていくことが本事業の目的である。

○本市では、デジタル技術と教員の「見守り」の両輪で、誰一人取り残さない本市独自の教育の実現に向け、教育DXをさらに推進していく。

【再質問】

○生成A I を教育現場で利用する利点と課題について伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

○生成A I 導入の利点は、学級だよりなどの文章の下書きや校正、アンケート案の作成といった校務を効率化し、また、授業準備におけるアイデア出しの補助などに活用することで生み出された時間を、教員がこどもたちと向き合う時間に充てることができる。

○課題は、学習活動の目的や育成したい資質・能力を十分に意識しないまま生成A I を導入した場合、こどもたちがA I の出力を鵜呑みにし、考える過程や検証の過程が十分に確保されないことで、資質・能力の育成に結びつかない恐れがある。

○ 増田克彦 議員

標題3 安全・安心な市民生活の堅持と「人」への投資について

(2) 教育DXとA I リテラシーの育成について

【質問】

○「生成A I チャレンジ事業」を通じ、こどもたちがA I を正しく、かつ創造的に使いこなす力の養成方法について、研修体制やガイドラインの策定を含めて伺う。

【答弁：市長】（教育政策課）

○これまで先進的にICT教育を進めてきた本市の次なるステージとして、新たなA I 教育に取り組んでいく。

○こどもたちは、生成A I を正しく、かつ効果的に活用できるスキルを身につけなければならないことから、まずは指導にあたる教員の生成A I の適切な活用法の習得に向けたオンライン研修等を行う「生成A I チャレンジ事業」を実施する。

○国の指針等を踏まえ、本市独自のガイドラインの策定を急ぎ、こどもたちの生成A I の創造的な活用に向けた指針もしっかりと整えていく。

■一般質問

○ さとうまりこ 議員

標題1 学校での生理用ナプキンの設置はトイレへ

(1) 教育現場での現状について

(2) 生理用ナプキンはトイレにも設置を

【質問】

○令和5年2月議会での一般質問以降の、取組と現状について伺う。

○こどもの声に応え、保健室だけでなく各トイレへ設置してはいかかが伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

- 児童生徒の体調や悩みを相談する機会とするため、生理用品は養護教諭が保健室で手渡しすることを基本としていた。
- 議員からのご提案や、こどもの声、社会的な認識の広がりから、トイレへの生理用品設置の必要性や手法について協議を重ねた。
- 瀬戸谷中に加えて、本年度からは西益津中と岡部中でも取組を開始した。
- 今後は、3校の利用状況や生徒の反応などを検証するなかで、各校の実情に応じた適切な形を協議しながら進めていく。
- 小学校は、児童の発達段階に応じた保健室での手渡しが定着しているため、中学校の取組状況を見て検討していく。

【再質問】

- 学校が把握している、生理についての児童生徒の困りごとにはどのようなことがあるか伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

- 生理用品を持ち歩く際、周りの友達の目が気になる、生理中の体調不良などに悩む児童生徒もいる、という声を聞いている。

【再質問】

- 現在生理用品をトイレに置いている学校の、生徒や養護教諭の反応について伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

- 生徒からは、「トイレに置いてくれるのはうれしい」「とても助かる」との声がある。
- 養護教諭からも、良い取り組みであるとの感想がある。
- 先行実施している瀬戸谷中学校では、取組が定着している。

【再質問】

- 生理用ナプキンをトイレに置くことに課題があるか伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

- これまでは養護教諭が生理用品を手渡しする機会をとらえて、体調面の相談や、生理用品の扱いに不慣れなこどもに直接確認し、指導することができたが、このような機会が減ることが心配される。

標題2 学校給食費の完全無償化について

(1) 中学校に一刻も早い支援を

(2) 今後の給食費の負担の在り方について

【質問】

○市独自の施策として、中学生にも給食費の補助を実現できないか伺う。

○政府の負担額と実費との差額を市が負担できないか伺う。

【答弁：市長】(学校給食課)

○学校給食は、こどもたちの心身の健やかな成長を支える「学校教育の一環」として大きな役割を果たし、「健やかな体をつくり、豊かな人間性を育むための基礎となる場」となっている。

○来年度、小学校の給食費は、国が児童一人当たり月額5,200円を財政措置する。国の措置で賄えない250円相当分を市独自に支援。保護者負担は実質無償化。

○中学校の給食費は、月額1,500円相当分を市が独自に支援。保護者負担額を現行の額に据え置く。

○給食費の負担軽減は、国の責任において全額国費で実施すべきであると、国にあらゆる機会でご要請してきた。今後も、国・県・基礎自治体・保護者の役割と責務を踏まえ、給食費の完全無償化に向けて、「交付金制度の継続・柔軟な活用」、「中学校への早期実施」を国に強く求めている。

【再質問】

○小学生のみ実質無償化を先行させるのはなぜか伺う。

【答弁：教育部長】(学校給食課)

○小中学校の給食費の保護者負担軽減については、今までも高騰食材購入支援事業として、保護者負担を増やすことなく、市の独自支援により対応してきた。

○来年度実施する小学校の給食費の実質無償化については、国の制度に基づき、小学校の給食費の保護者負担軽減の制度趣旨を踏まえ、国からの財政措置を受けて、市独自の追加支援により、小学校の保護者負担の無償化を実現するものである。

【再々質問】

○給食費を補助するのであれば、上の子からしてほしいという声は市に届いているか。

【答弁：教育部長】(学校給食課)

○中学生はクラブ活動、習い事や塾通いのほか、身体的にも成長期に入るため、食費もかかることから、保護者との会話の中でも様々な面において出費が多く、経済的負担が大きいことは、十分承知している。

【再質問】

○再来年以降も、国費で足りない分は、市が負担していくことをしっかりと方針として据えないか伺う。

【答弁：教育部長】（学校給食課）

- 国では、現行の月額 5,200 円の基準額について、毎年給食費に関する調査を実施した上で、物価動向等を踏まえて、適切な額を設定する方針である。
- 給食費の無償化は、恒久的な実施からも地方に負担を強いることがないよう、義務教育における国の責任で実施すべきものと考えている。

(3) 非喫食者への対応について

【再質問】

○非喫食児童のうち交付税の計算に入っている人数分については、全体の食材費に回すのではなく個人に給付するという前提で、現在は国の方針を待ちつつ、その給付方法を検討中という理解でよいか伺う。

【答弁：教育部長】（学校給食課）

- 国の制度は、保護者負担となっている学校給食費の負担軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への財政支援として実施されるものである。
- 国は、「非喫食者の取扱いは、学校設置者の判断に委ねる」との見解であるが、非喫食者に対する金銭給付等の支援を含め、国として何らかの基準を示す予定である。
- 本市においては、近隣市との意見交換等も含め、国の考え方を踏まえた上で対応していく。

【再質問】

○新制度では公立小中学校に通う子どもが対象となっていることから、私立に通学する子供については全くの対象外という事でよいか伺う。

【答弁：教育部長】（学校給食課）

○国の制度においては、給食を実施する公立小学校を対象としていることから、国立、私立の小学校に通う児童は、支援対象外となる。

【再々質問】

○給食の自治体間格差が、私立や国立校、また、未就学児の施設にも広がってきている。このような格差についてどう考えるか伺う。

【答弁：教育部長】（学校給食課）

○給食費の無償化は、自治体間競争や地域間格差が生じることのないよう、国の責任において実施する上で、全てのこどもに対して、義務教育に係る負担軽減の観点で行われるべきものと考えている。

(4) より一層の品質向上について

【質問】

○品質向上、地産地消推進の施策を強めることが必要だと考えるがいかがか伺う。

【答弁：教育部長】（学校給食課）

○市内産食材を増やししながら品質を高めるため、現在、市場関係者等のネットワークを利用し、志太榛原圏内まで幅広く地場産食材を拡大するよう、食材の調達に向けて、意見交換等を行っている。

○産業部局との連携による生産者の新規開拓。市場関係者等と協力しながら、地産食材購入などの基本的な仕組みづくりを進めていく。

【再質問】

○無償化と質の向上、品質にとどまらず、事業全体の向上はセットで取り組むべきと考えるがいかがか伺う。

【答弁：教育部長】（学校給食課）

○学校給食の「質」・「量」の維持向上に向けては、学校給食費の無償化に関わらず、食材選定をはじめとする、「安全安心な給食」の提供において、給食提供事業全体の充実を図ることが重要と考えている。

○学校給食では、価格や量・サイズなどの規格に合った食材を使用するため、協力可能な生産者の確保が必要である。

○本市では、有機米や有機茶など地産食材の使用は、産業部局と連携した取り組みである。

○更なる地産食材の活用拡充などを図るなかで、地産地消の推進と給食の「質」・「量」の維持向上に取り組んでいく。

【再々質問】

○地産食材の使用量が減少した理由は何か伺う。

【答弁：教育部長】（学校給食課）

○物価高騰により野菜類の食材確保が困難であった状況に加え、全国的な米不足により、県外産米が大きな割合を占め、市内産の有機米のほかに、県内・市内産米を量的に確保できなかったことが影響していると考えている。

【再質問】

○地産食材購入の基本的な仕組みづくりとはどのような内容か伺う。

【答弁：教育部長】（学校給食課）

○生産者からの直接買付けのほか、地産地消食材の確保を図るため、市場に流通する

地産食材の効率的な調達方法として、市場関係者、仕入業者、生産者等が連携した仕組みづくりを検討している。

- 現在、市場関係者に調達可能な食材の品目及び産地等を確認しており、今後、生産量や規格などの調整を行う予定である。
- 順調に基盤が整えば、購入単価を含めた契約方法など、相互にメリットとなる形で協議を行いたい。

【再質問】

- 食育指導を行う栄養教諭による学校訪問は回数が増えているようだが、人数的にはこれ以上の対応は困難である。栄養教諭の人員強化についての見解を伺う。

【答弁：教育部長】（学校給食課）

- これまでも学校と調整を行い、様々な取組を行ってきた。
- 新給食センター供用開始に向けては、県に対して栄養教諭の増員配置の要望を行うとともに、アレルギー対応食を担当する市管理栄養士の配置も検討している。

○ 寺田亜記子 議員

標題1 『幸せの指標』でつくる新しい共創のまちづくりについて

(2) 40・50代の幸福度向上と、未来へつなぐ共創の教育支援について

② こどもの個性を認め、親の不安に寄り添う教育環境について

【質問】

- 数値化できない「こどもの頑張りや個性」を学校・地域が共に認めることで、こどもの自己肯定感を高め、保護者の子育て不安も解消し、親子で本市の未来に希望を持てる環境をどう整えていくか伺う。

【答弁：教育長】（教育政策課）

- 変化の激しい予測困難な社会を、こどもたちが希望を持って生きていくためには、知識や技能など認知能力だけではなく、その基盤となる「心の力」が重要である。
- 「自己肯定感」も、その「心の力」の大切な要素の一つであり、「自己効力感」や「自立心」「共感性」「協調性」などとともに、欠かすことのできない能力である。
- これらの「力」を、学校や家庭のみならず、地域と一体となって育むことは、教育の重要な使命である。
- 本市では、他市に先駆け全中学校区に「コミュニティ・スクール」を導入し、「地域のこどもは地域で育てる」という理念の下、地域と保護者も一体となって教育活動を実践している。
- この長年の取組で、地域住民や保護者が学校運営に参画し、こどもたちの成長を皆で見守り、育むことができるのは、今では本市の大きな強みである。

- 近年では、地域の方とイベントを共に検討したり、地域の強みを生かす個性溢れるアイデアを積極的に提案したりしている。こどもたちは、このような取組を通じて、地域の方から認められ、自分の良さを実感し「自己肯定感」や「自己効力感」が高まる。
- このような姿を見て、保護者も、子育ての不安は次第に期待感へと変わっていくと考えている。
- 今後も、本市が誇るこの「コミュニティ・スクールの絆」を核として、学校・地域・保護者が互いに高め合い、本市の未来に希望が持てるまちとなるよう取り組んでいく。

【再質問】

- 「自己肯定感」や「安心感」が、実際に高まっているかを、本市としてどのように把握しているか伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

- 全国学力・学習状況調査の全国共通アンケート項目を活用しており、そのなかに「自分にはよいところがある」というものがある。
- 肯定的な回答が例年8割を超えており、自己肯定感や自己効力感、安心感は非常に高い傾向にあると認識している。

【再質問】

- 地域とのつながりが自己肯定感を育むとのことであるが、不登校や登校渋りのこどもは、そのつながりから外れやすい存在である。コミュニティ・スクールの仕組みの中で、不登校やその家庭が孤立しないように、具体的にどのような支援をしているか伺う。

【答弁：教育長】（教育政策課）

- 学校に足がなかなか向かないこどものなかには、学校には行きにくいが地域の行事であれば行くことができるという子も少なくない。
- 学校ではこどもたちにコミュニティ・スクールや地域の活動などを紹介しており、支援のひとつになっている。
- 中学生を中心に地域のイベントに参画し、企画や運営を任されることもある。それにより、地域の活動にこどもの視点が含まれ、より参加しやすくなっている。
- コミュニティ・スクールの仕組みとは別に、各校において、スクールカウンセラーや訪問相談員、スクールソーシャルワーカーによる相談体制を整備している。
- 教育部局と福祉部局が協働して「こども家庭センター」を組織し、苦しさを抱えているこどもたちや、家庭が孤立しないよう、支援の強化を進めている。

【再質問】

○不安を抱く保護者を支援する仕組みがあるか伺う。

【答弁：教育長】（教育政策課）

○各学校では、定期的に保護者面談や相談会を実施している。

○教育委員会が主催し、学校に足が向かない子どもや保護者を対象とした相談会や情報交換会を行っている。

○生徒の進学に係る具体的な不安については、教育委員会が主催する進路説明会にて高校から直接説明を行い、好評をいただいている。

○不登校を経験して高校進学した方の体験談も紹介し、生徒や保護者の参考になっている。

1 趣旨

市内小中学校教職員の研究活動を奨励し、職員の資質向上と本市の教育の振興と充実を図るため、教科指導に関する研究や応募者自身が継続的に実践研究した作品を募集する。

表彰式は3月3日（火）午後3時45分から藤枝地区交流センターにおいて行われた。

2 令和7年度の応募状況

《研究領域別数》

(単位：点)

	国語	社会	算数・数学	理科	音楽	図工・美術	体育・保体	技術・家庭	生活	動・英語 外国語活	特別の教科 道徳	特別活動
小学校	2	0	3	0	0	1	0	1	1	1	0	0
中学校	2	1	1	0	2	0	0	0		2	1	2
計	4	1	4	0	2	1	0	0	1	3	1	2
	学習の総合的な 時間	学習指導	研修	学級経営	学年経営	学校運営	特別支援 教育	生徒指導	学校保健	図書館教育	教育一般	計
小学校	3	4	0	1	0	2	2	0	0	0	0	22
中学校	0	0	1	0	0	1	0	2	0	0	0	14
計	3	4	1	1	0	3	2	2	0	0	0	36

《応募者数の推移》

(単位：人)

年度	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
応募者数	63	65	62	54	53	59	55	52	50	36	35	33	36

3 評価と活用

- ・評価については、教頭および教科等指導員が書面にて評価、講評を行い、応募した全員に講評・論文集および記念品を贈呈した。
- ・各学校に、論文集を配布したほか、本年度より校務用端末のシェアポイント内に、応募者の論文をデータで保存し、誰もが実践を参考にすることができるようにした。

1 要 旨

2月24日(火)に開催された第6回社会教育委員会において、2年間の任期中に議論した内容を取りまとめた提言書が藤枝市社会教育委員会委員長(堀井啓幸・常葉大学名誉教授)から教育長に提出されました。

2 提言内容(抜粋) ※詳細は別紙提言書参照

(1) 誰もが幸福感をもてる「学社協働」の推進

- ・学校運営協議会で、地域住民や子どもの意見を積極的に吸い上げ、「目指す子どもの姿」を共有し、学校教育・社会教育に生かすように配慮する。
- ・学社協働の地域格差が広がらないよう、地域実態に応じて、学校と地域をつなぐ人材(コミュニティ・スクールディレクター、地域学校協働本部コーディネーター等)の配置・発掘、研修、予算面の充実を図る。
- ・部活動の地域展開では、保護者だけでなく地域住民にも情報発信し、地域指導者の開拓も含め、学校・家庭・地域の連携や協働を市全体で進める。

(2) 社会の変化に対応した学習機会と文化風土の充実

- ・市民大学や地区交流センター等の講座で、地域の歴史・人材など社会教育資源の再発見を意識しつつ多様なニーズに応じた学習機会を提供する。
- ・「ふじえだマナーブック」などの既存の家庭教育・社会教育資源について、活用状況と課題を把握し、藤枝の文化風土を生かした「幸せになるまち」づくりの体制の充実を図る。
- ・高齢者、障害者、外国人、困難を抱える人などの困り感を把握し、子どもを含む全市民が孤立せず、地域の一員として社会参加できる環境づくりを進める。

(3) 社会教育施設・社会教育機能を生かした地域コミュニティの活性化

- ・社会教育施設(地区交流センター、図書館、博物館等)の特性と地域の教育風土を生かし、地域コミュニティの活性化を図る。
- ・地区防災に関する住民意識の実態把握を行い、地区ごとの防災教育を充実させる。
- ・施設の老朽化対策を含め、住民要望を生かした社会教育施設・学習機会の充実を図る。

3 今後の対応

誰もが幸福を実感できる教育の実現に向け、本提言について反映可能なものから順次、関係事業へ適切に反映し、教育行政の更なる充実を図ってまいります。